

## 4 構成員等の意見

先行事例や自治体の現場で把握されている情報の照会等を踏まえて、データを連携して困難な状況にある子供を発見し、必要な支援につなぐ取組に関して議論を行った。ここでは、構成員等の主要な意見について、①目的、②対象者、③データ項目（共通）、④データ項目（個別）、⑤データの活用、⑥検証、⑦個人情報の取扱い、⑧その他に大別し、そのまま掲載する。

### 4.1 目的

- ・子供の最善の利益のために、潜在的に困難な状況にある子供を発見し、必要な支援につなぐことを目的に据え、手段であるデータ連携について検討しなければならない。
- ・データのみによって、困難な状況にある子供であると断定し、子供にレッテルを貼るような利用がされてはならない。

### 4.2 対象者

- ・対象を、既に支援を受けている家庭の子供や支援を求めている家庭の子供に限るのではなく、全体から潜在的に困難な状況にある子供を絞り込んでいくことが重要。

#### 4.2.1 年齢

- ・まずは、義務教育段階の子供を中心に、同一基礎自治体内で把握できる子供のデータ連携の枠組みを構築し、その効果を見つつ、外部との連携を要する高校生や私立学校の児童生徒を対象に加えるための検討をすべき。
- ・学齢期の子供については、子供や家庭からのSOSが見逃されがちであり、データ連携を行うべき優先順位が特に高い。全ての子供から潜在的に困難な状況にある子供を発見して必要な支援に早期につなぐ仕組みとして、乳幼児期では母子保健法上の健診があるが、学齢期ではそのような仕組みは皆無である。
- ・高校は、国公立学校に通う生徒が7割、私立学校に通う生徒が3割となっており、いずれも基礎自治体からは連携が難しい。
- ・高校でも困難な状況にある生徒が増えているため、義務教育段階のみならず、高校においても、子供を守る観点から困難な状況にある生徒を把握していく必要がある。
- ・乳幼児から18歳までの切れ目のない支援を実現するために、乳幼児期からの支援、高校生以降の支援についてもしっかり検討すべき。
- ・重篤な問題の原因のほとんどが乳幼児段階から始まっているため、可能な限り低年齢から始めるのが適切。子供の年齢進行に伴ってデータの集約を進めることができ、家庭で起こる問題が子供に与える影響を追いやすい。
- ・情報連携における「幼保小の壁」「小中の壁」「中高の壁」が子供の状況把握を妨げている。組織を超えた情報連携を行い、これらの壁を克服できる仕組みとすべき。

#### 4.2.2 私学の扱い

- ・義務教育課程までの公立学校は基礎自治体の教育委員会が所管しているのに対し、私立学校は都道府県の首長部局が所管しており、基礎自治体からは把握しにくい。
- ・私立学校でも厳しい状況を抱える児童生徒が増えている。私立学校の児童生徒が公立学校に転入するケースもあり、子供を守る観点から把握していく必要がある。

#### 4.3 データ項目（共通）

##### 4.3.1 趣旨

- ・データ連携の趣旨に鑑み、深刻な事態が発生した後の情報を連携するのではなく、事前に困難を察知して深刻化を防ぐための情報を連携すべき。

##### 4.3.2 選定方法

- ・先行事例を踏まえて、子供の困難を把握し支援につなぐための鍵と言えるデータを連携することから始めるべき。その際、科学的知見をしっかりと踏まえるべき。
- ・統一的にデータ連携する項目（基本項目）と任意にデータ連携する項目（オプション項目）とに分けて整理してはどうか。

##### 4.3.3 新規に取得するか否か

- ・現時点で自治体に存在するデータや把握しやすいデータを集約すべき。データ取得のための新たな調査の実施は難しく、特に学校現場からの理解を得るのは非常に困難。財政支援も必要。
- ・子供の困難の把握に必要なデータは新規に取得すべき。その際は、分析や活用に耐える、客観的で質の高いデータの取得が重要。そのために、自治体の調査体制の支援も必要。
- ・自治体規模によって、把握しているデータ項目が異なる。

##### 4.3.4 客観性

- ・転居時のデータ連携や経年比較のため、客観的なデータの取得が望ましい。
- ・現場職員の主観的評価についても、何らかの形で取得・活用できるようにすべき。

##### 4.3.5 データの質の担保

- ・データ項目とセットで、適切な聞き方（尺度）や評価基準を示すことが重要。

#### 4.4 データ項目（個別）

個別のデータ項目については、特に賛否両論の様々な意見があったため、意見を肯定的な意見と否定的な意見に整理して、そのまま掲載する（「+」は肯定的な意見、「-」は否定的な意見として整理）。

#### 4.4.1 家庭の経済状況について

##### 4.4.1.1 生活保護の利用状況、就学援助の利用状況

+	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学援助の「要保護」「準要保護」の区分により、学校で把握できる。</li><li>・「学校版スクリーニング（YOSS）」の実績を踏まえると、諸費滞納と合わせれば、支援対象となる子供をかなり見つけられると言える。</li><li>・就学援助は公的に支給しているものであり、学校が把握していても、社会から許容されるのではないか。</li><li>・高校に関しては、就学援助に類する制度として、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度があり、実務上、これらの受給者は学校で把握できると思われる。</li></ul>
—	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・箕面市、柏市等、府中町等、戸田市、つくば市の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li><li>・ひとり親であることや、手当を受給していることを、人に知られたくないと感じる人は多い。また、支援制度の申請を面倒に感じて、利用していない家庭もある。経済的支援制度は申請主義であり、その利用状況だけでは潜在的に困難な状況にある子供を十分に発見することはできない。</li><li>・就学援助基準に自治体間格差があることには留意が必要。</li></ul>

##### 4.4.1.2 給食費・教材費の支払状況・滞納

+	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校版スクリーニング（YOSS）」の実績を踏まえると、生活保護や就学援助と合わせれば、支援対象となる子供をかなり見つけられると言える。</li></ul>
—	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・柏市等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li><li>・一部に給食を実施していない学校がある点に留意。</li><li>・学校現場で把握できると思うが、給食費の会計は教育委員会で実施されているケースも多い点に留意。</li></ul>

##### 4.4.1.3 児童扶養手当の利用状況

+	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校現場としては、ひとり親の把握に関して、家庭状況の調査で把握できない場合、児童扶養手当の情報が使用できれば、有効な判断材料となる。</li><li>・箕面市「子ども成長見守りシステム」では、児童扶養手当の受給開始は、家庭環境の変化が子供に著しい影響を与える情報であることから、リスクの発見のために利用している。</li></ul>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭で母親が働いている場合、家庭での子供と過ごす時間が削られていることが多いことから、支援の必要性を測る上で有用。ただし、細かな支援につなぐためには、経済的支援制度の利用状況だけでは不十分であり、ヒアリングを併用するのが良い。</li> </ul>
－	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面市、府中町等、戸田市、つくば市の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> </ul>

#### 4.4.1.4 住民税等の課税状況

＋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入水準が貧困線以下だが、生活保護や就学援助、児童扶養手当を申請していない世帯が十数%に及ぶという自治体の調査もある。こうした世帯を特定するためにも、住民税等の課税情報を通じて所得を把握することは重要。</li> </ul>
－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の情報の活用は、地方税法で原則禁止とされている。実現には法的な措置が必要。</li> <li>・学校が年収把握をすることについては、住民に大変な抵抗感があると思う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次絞り込みのデータ項目として利用している先行事例は見つからなかった。</li> <li>・代替手段として、高校では、所得に応じた支援制度である、就学支援金制度や、学用品等を支援する就学援助制度の活用が考えられる。</li> <li>・代替手段として、箕面市では、大阪府「乳幼児医療費助成制度」の助成を受けて実施する、箕面市「子どもの医療費助成制度」において、非課税階層世帯の子供を把握しており、この情報を活用している。同様に、医療費補助制度の経済的要件を用いて、所得が低い子供を把握している先行事例がある。</li> </ul>

#### 4.4.1.5 水道料金

＋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金の未払いがある家庭は、生命に関わるレベルで深刻な問題を抱えていることが多い。その中で、水道料金の未払いは、自治体で把握可能な唯一の情報であり、活用していくべき。</li> </ul>
－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金の支払い状況を子供を守るためのデータ連携・活用の取組に利用することは、本来の情報取得の目的からかけ離れており、社会から許容されないのではないか。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次絞り込みのデータ項目として利用している先行事例は見つからなかった。</li> <li>・ライフライン業者と協定を結び、支払いが一定期間滞った場合は、自治体に連絡が行く仕組みを作れば、非常に有効。関連して、柏市で</li> </ul>

	は、高齢者の孤独死対策として、ライフライン業者と協定を結び、検針等で訪問した際に異変を感じた場合は通報する制度を運用している。
--	---

#### 4.4.1.6 その他

- ・高校生がアルバイトをしているか否かも、教育現場が貧困に気づくポイントの一つ。ただし、学校によってはアルバイトを禁止する校則があり、生徒が言い出せない状況があることにも留意し、SSW等の守秘義務のある専門職による状況把握も必要。

### 4.4.2 学校生活の状況等

#### 4.4.2.1 総論的意見

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員による日々の児童生徒の観察からの気付きなどは重要。</li> <li>・「学校版スクリーニング (YOSS)」においては、評価に当たっての基準を示すとともに、複数人がつけた複数の項目を横断的に見て評価を行い、個人の思い込みによる評価を回避している。</li> <li>・学校版スクリーニング(YOSS)では、経済的支援を利用していないが潜在的に困難な状況にある子供を発見するために、子供に身近な学校において、日常的に教師が把握する項目を用いて、学校生活の状況や家庭生活の状況をチェックしている。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「授業中の様子」を始め、「学校生活の状況」の多くの項目については、学校職員の見取りによって把握はできるが、統一的な基準の下で評価して、客観的なデータとしてデータ連携することは難しい。教職員の負担感への配慮も必要。</li> <li>・データ取得のための新たな調査の実施は難しく、特に学校現場からの理解を得るのは非常に困難。(再掲)</li> <li>・教育現場には電子管理されていない情報も多い。デジタルデータとして活用する場合は、標準化や電子化の支援が必要。</li> <li>・子供を社会全体で見守るという理念に遡れば、外形的な情報(学校の出席や健康状態など)は共有しても許容されると思われるが、個人の内面的な情報(資質や能力)は許容されず、データ連携への反発を招き得る。</li> <li>・学校現場では、その子の進路に不利益になるような情報は学校間でも共有しないという認識があり、本事業の趣旨はこの認識に逆行し得る。丁寧に説明して解きほぐすことが必要。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶対値が重要な項目と、変化率が重要な項目とがある。</li> <li>・学校職員にデータ入力をお願いする場合、迅速・効率的な情報入力と共有のために、学校職員に校務用端末を配布することが必要。</li> <li>・新規でデータを取得する場合、学校で既に行われている、全国学力・</li> </ul>

	学習状況調査 質問紙項目、いじめアンケート、生活状況調査と連携して取得することはできないか。
--	--

#### 4.4.2.2 欠席日数、遅刻・早退

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席や遅刻・早退が多い子供は、問題を抱えていることが多い傾向がある。</li> <li>・教育支援センター（適応指導教室）に通っていても、そこでもいじめや教職員によるハラスメントなどがあり、より困難な状況になる子供もいるので、教育支援センターへの出欠も扱う必要がある。</li> <li>・急に欠席、遅刻、早退が多くなったという「変化」を把握し、潜在的な困難を捉えることが重要。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導要録の参考様式には、欠席日数の記入欄はあるが、遅刻・早退の記入欄はない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等、つくば市の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。府中町等においても利用予定。</li> <li>・導入を推進されている統合型校務支援システムや GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末を活用することも一案。</li> <li>・欠席のカウント方法については議論が必要。例えば、病気による欠席やコロナ不安による欠席をどう扱うか、別室登校や放課後登校をカウントするかなど、どの理由による欠席を入れるかは自治体によって異なる可能性があり、留意が必要。統一も考えるべき。</li> <li>・既に教育支援センター等に通っているのであれば、学校は既に問題意識を持っているため、データ連携の必要性は相対的に低い。</li> </ul>

#### 4.4.2.3 学習成績・理解度

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校版スクリーニング（YOSS）」を実施している事例を基にしたデータ解析により、「学力」（学習成績・理解度）は、経済的な貧困と強い相関があることが明らかになっている。</li> <li>・テストの点数そのものより、偏差値の下落などの把握が有効。本来であれば、経年比較が可能なテスト（IRT 方式等）を導入し、時系列に応じた成績の変化を追えると良い。</li> <li>・機微な情報であることを踏まえ、スコアを無制限に使うのではなく、正答率や下落率が低い場合のみ検出して使用することもあり得る。</li> <li>・「学校版スクリーニング（YOSS）」では、教育現場への配慮から、成績の素点を記入することは避けた。先生たちに、急激な成績の低下を重視した評価をお願いし、使用している。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習成績は、学校で把握できる情報ではあるが、個人の資質や能力に関わる機微な情報なので、データ連携により学校外に共有すること</li> </ul>

	<p>には相当な抵抗感がある。困難な状況にある子供を、学習面まで含めて公的に支援する必要があるとの認識が社会に浸透して初めて、学習成績の共有が社会的に許容されるようになるのではないかと。まずは、命に関わる目的からスタートし、段階的に進めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏差値の使用は避けるべき。偏差値は、相対評価を標準化したようなものであるため、教育現場は「偏差値」という言葉に強い抵抗感がある。</li> <li>・民間のテストの利用を推奨する場合、自治体の財政負担に配慮が必要。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面市、柏市等、つくば市の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> </ul>

#### 4.4.2.4 学習習慣、勉強時間・場所、宿題の実施状況、持ち物・忘れ物

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校版スクリーニング（YOSS）」を実施している事例を基にしたデータ解析により、「宿題の実施状況」「持ち物」は、経済的な貧困と強い相関があることが明らかになっている。</li> <li>・「持ち物」については、児童生徒自身が回答する基礎自治体の調査により、新たに把握することも考えられる。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常にプライベートで、学校ではほとんど把握できない。また、自主的な学習に委ねて宿題を出さない方針を取る動きもある。さらに、中学校だと、教科ごとに宿題が出されることが普通であり、情報の集約が難しい。</li> <li>・主観的な評価をせざるを得ず、全国的な基準の統一は難しい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> </ul>

#### 4.4.2.5 保健室への来室状況

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭の気づきを記録しておくことは重要。過去の虐待死のケースには、養護教諭は虐待に気付いており、その気づきが活かされれば死が防げたと思われるものがある。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室の来室目的は児童生徒によって異なるため、評価方法に工夫が必要。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> </ul>

#### 4.4.2.6 摂食状況・食事の頻度

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食の欠食は必須情報。全国学力・学習状況調査の平均正答率が低いのは朝食を食べないグループに集中しているはずであり、各自治体</li> </ul>
---	--

	<p>の子供の貧困実態調査でも低所得世帯との相関が伺える。学校現場でも、週の半分以上で朝食を食べていないケースは把握しているのではないか。</p>
－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校では、全児童生徒の朝食の欠食は把握していない。心配な子供の個別対応の中で、二次的に聞くことはあり得る。</li> <li>・網羅的に把握するためには、新たに子供向けにアンケートをするしかないが、学校が受け入れて続けていくことは難しい。</li> <li>・朝食と学力の相関については、学術的にまだ議論が必要な段階。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次絞り込みのデータ項目として利用している先行事例は見つからなかった。</li> </ul>

#### 4.4.2.7 健康状態、虫歯の本数

＋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気の有無や虫歯の本数自体が重要なのではなく、問題を発見した際に家庭が治療を受けさせているのか否かという「改善状況」こそが重要。</li> <li>・未処置歯の本数を重視することも考えられる。</li> </ul>
－	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等、府中町等、つくば市の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> </ul>

#### 4.4.2.8 友達との関係（含：いじめ）

＋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校版スクリーニング（YOSS）」では、加害・被害の両方の経験があることをより重く捉えている。</li> <li>・友人関係については、いじめアンケートを使えば、子供の生の声を拾え、かなりの部分が見えてくる。いじめアンケートをデジタル化して連携することが理想。</li> </ul>
－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握と評価が難しい。尺度の検討が必要。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> <li>・小学校では、いじめの被害者が加害者となることも多く、8割は両方の経験がある。先生が判断に迷うかもしれないので、判断基準をわかりやすく示すことが求められる。</li> <li>・教師の見取りによる部分が大きい。教師の認識を簡単にシステムに入れられるようにすべき。</li> </ul>

#### 4.4.2.9 言葉遣い、悩みごとの有無

＋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族についての愚痴や悩みを把握できれば、困難の把握につながりやすい。</li> </ul>
---	---



－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みごとの有無については、把握が難しい。</li> <li>・言葉遣いは、学年や性別に関係して異なるので、どう評価するかが難しい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等の先行事例においても、言葉遣いを一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> <li>・教師の見取りによる部分が多い。教師の認識を簡単にシステムに入れられるようにすべき。</li> </ul>

#### 4.4.2.10 服装・身だしなみ、衛生習慣

＋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いつも同じ服を着ている」「風呂に入っていない」等であれば、深刻な貧困やネグレクトを抱えている事例と相関があると言える。</li> </ul>
－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価が難しい。尺度の検討が必要。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> <li>・「家庭での歯磨きの習慣」等であれば、「歯科検診での未処置歯」などで代用できる。</li> <li>・教師の見取りによる部分が多い。教師の認識を簡単にシステムに入れられるようにすべき。</li> </ul>

#### 4.4.2.11 高校中退

＋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎自治体としては、中学卒業後の子供の情報がなく、高校中退後の支援ができないのが現状。データ連携を通じて、県から基礎自治体に、高校中退について情報提供されれば、有効な支援につなげられると期待している。データ連携の価値はある。</li> <li>・中退理由を学業不振や進路変更と回答していても、その裏に経済的問題や虐待問題が隠れているケースが多く、無視できる問題ではない。</li> </ul>
－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、基礎自治体が高校中退者やその状況を把握することは困難。別途、中退者や保護者の同意を得た上で、学校から基礎自治体に情報提供する仕組みを検討してはどうか。</li> <li>・統計的に、中退理由の 8 割以上は学業不振や進路変更であり、経済的理由は 1 % 以下。中退後の多くの行先は広域通信制高校であり、その生徒は行政的な相談を利用できないことこそ問題がある。</li> <li>・「高校を中退した」段階になって初めてチェックをしたのでは、個人のリスクが顕在化した後であり、データ連携の趣旨に鑑みて遅い。「やめる可能性がある」「進路変更をする可能性がある」段階から把握できるように検討する必要がある。</li> <li>・どのような項目が重なると高校中退に至るのかを考えるアプローチをすべき。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次絞り込みのデータ項目として利用している先行事例は見つからなかった。</li> <li>・代替手段として、高等学校等就学支援金の給付を受けている高校生については、給付がなくなった段階で高校中退を把握できる。</li> <li>・設置形態を越えて高校生の中退情報や中退リスク情報が共有できるように検討が必要。</li> </ul>
-----	---

#### 4.4.3 家庭生活の状況等

##### 4.4.3.1 総論的意見

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の環境は、子供の成育を左右する要素であり、しっかり把握・評価できれば有用。</li> <li>・学校版スクリーニング(YOSS)では、経済的支援を利用していないが潜在的に困難な状況にある子供を発見するために、子供に身近な学校において、日常的に教師が把握する項目を用いて、学校生活の状況や家庭生活の状況をチェックしている。(再掲)</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握と評価が難しい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭生活の状況は変化するので、どのタイミングで聞くのか、聞く頻度やデータ更新の頻度をどうするかを検討する必要がある。</li> </ul>

##### 4.4.3.2 親子関係

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子のコミュニケーションの有無が学力に相関しているか等、関係性が議論されている。極端な例では、親が子を無視するネグレクトは虐待であり、貧困と関連がある。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握と評価が難しい。尺度の検討が必要。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次絞り込みのデータ項目として利用している先行事例は見つからなかった。</li> </ul>

##### 4.4.3.3 家族構成

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校版スクリーニング (YOSS)」では、ひとり親家庭、祖母と子供だけの世帯などの家庭事情を確認しており、実施している事例を基にしたデータ解析では、「経済的な貧困」と強い相関があることが明らかになっている。</li> <li>・各自治体の実施している子供の貧困調査を分析することで、相対的に、三世代のひとり親世帯の貧困が最も深刻であり、次に二世代のひとり親世帯と言える。</li> <li>・多子家庭の把握は重要。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の書類では、必ずしも家族構成を把握できない。学校への届け出に、何らかの理由で片親の名前しか書かない方もいる。例えば、母子</li> </ul>

	家庭だと思って家庭訪問をすると、内縁の夫がいる場合もある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> <li>・ひとり親家庭ということであれば、児童扶養手当の利用状況などで代用できる。</li> <li>・子供のいる貧困世帯のうち半分はふたり親世帯。児童扶養手当など、ひとり親を対象とした支援策は、自治体現場で比較的充実しているが、その情報のみでは、貧困リスクを抱える子供の半数ぐらいしか把握できない点に留意。</li> <li>・関連して、きょうだい児を把握できれば、支援に活かせるのではないか。</li> </ul>

#### 4.4.3.4 居住形態

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困家庭では、一人当たりの居住空間が非常に狭いことが多い。可能であれば、個別ケースを精査する中で把握できた方がよい。</li> <li>・部屋数が同居家庭人数に見合わない状況は、EUでは標準的な貧困指標として使われている。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の福祉部局では把握が難しい。また、学校の家庭訪問により把握できることもあるが、働き方改革で家庭訪問を行う学校自体が減ってきている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次絞り込みのデータ項目として利用している先行事例は見つからなかった。</li> </ul>

#### 4.4.3.5 転出入歴

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待事例には引っ越しを繰り返すケースが多く、転出入歴は重要な項目。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に、住民票や学齢簿で把握できるのは直近の転居のみ。履歴の確認には、住民票を遡るか、戸籍情報を用いる必要がある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> </ul>

#### 4.4.3.6 1歳半健診・3歳児健診等母子保健を通じたデータ

+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の保健所・保健センターの問題捕捉率は非常に高い。保健所等で把握した情報を就学時に学校に引き継ぐ仕組みができれば、課題の発見や支援につなげられる。</li> </ul>
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、保健所で把握した情報（例えば、母親が常時不在、服装の汚れなど）が、就学後に学校に提供されない課題がある。</li> <li>・健診結果をそのまま利用する場合は、要配慮個人情報に該当する。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面市、柏市等、府中町等の先行事例においても、一次絞り込みのデータ項目として利用。</li> <li>・小規模な町村であれば、必要な場合は保健師が学校と情報共有をすることもあり得る。</li> <li>・児童福祉法で、病院や児童福祉施設、学校等で要支援児童等を把握した場合は、市町村に情報提供する努力義務を規定している。ただし、機微な情報であるため、現場が戸惑うケースが多い。</li> </ul>
-----	---

#### 4.4.3.7 外国人児童生徒

+	・各自治体が実施している子供の貧困実態調査を分析することで、外国籍の子供たちは相対的に高いリスクを抱えている可能性があると言える。
-	・学校では、住民票のチェック等を行わないので、把握しきれない可能性がある。
その他	・外国籍であることよりも、日本語指導が必要であることの方が、支援につなぐ観点から重要。

#### 4.4.3.8 ヤングケアラーの有無

+	
-	・調査を新たに実施しなければ把握が難しい。
その他	・一次絞り込みのデータ項目として利用している先行事例は見つからなかった。

#### 4.4.4 その他

- ・家庭での Wi-Fi 環境は、これからの子供にとって重要である点に留意。
- ・幼児期の非認知能力の測定手法の確立が望まれる。

### 4.5 データの活用

#### 4.5.1 データを用いた対象者の選定

##### 4.5.1.1 データの位置付け

- ・データをつなげれば困難な状況にある子供が自動的に見つかり、すぐにアウトリーチ型支援につなげられるわけではない。子供を守る観点から、まずはデジタルデータを利用して対象者を絞り、それを補助として、人の手で子供や家庭が抱える問題を紐解き、支援の必要性を判断することが重要。
- ・データのみによって、困難な状況にある子供であると断定し、子供にレッテルを貼るような利用がなされてはならない。(再掲)

#### 4.5.1.2 システム形式

- ・自治体の規模など、実情に応じたデータ連携の形式とすべき。システム導入のための支援策の検討が必要。
- ・スプレッドシート形式など、どの自治体現場においても簡易に導入できるシステム形式にすべき。

#### 4.5.1.3 データの入力

- ・データの把握や入力を行う現場職員の負担への配慮が必要。既存のデータ連携のシステムや業務システムとの連携により省力化を図るべき。
- ・子供を守るためのデータ連携・活用の取組が継続的に実施されるためには、効果的な子供の支援ができたという成功体験によって、現場の負担感に報いることが必要。
- ・学校職員による手入力は、必ずしも負担や手間を増やすわけではない。普段から教職員が指導上必要なこととして個別児童生徒について書き留めている帳簿をシートやシステムに置き換え、必要に応じて口頭で情報共有していたものを仕組み化したものと捉えれば、むしろ負担感の軽減につながる。
- ・データ連携の前提として、そもそも小規模な自治体では保有データの電子化率が低いので、電子化の支援が必要。

#### 4.5.1.4 判定に用いるデータ

- ・デジタルデータとして判定に使用できるデータと、アナログデータとして人の手による判断に用いるべきデータがある。

#### 4.5.1.5 判定法

- ・アルゴリズムでは、機械的に判定を算出できるが、科学的な知見に基づいたアルゴリズムの構築を行う必要がある。
- ・機械学習による推論判定は、機械的に判定を算出でき、理論では予想できなかった項目同士の相関が新たに発見される可能性もある。ただし、元となるデータ（正解データ）が十分量必要であることに留意。また、モデルの組み方で結論が変わる可能性がある。さらに、子供に関するプライバシーに関する情報を無制限に連携して、機械学習で推論判定プログラムを構築することは、国民・住民の反発を招きうる。
- ・学校職員による話し合いでの決定は、教職員の負担になるのではないかという懸念があるが、文部科学省における調査研究<sup>8</sup>によると「YOSS 活用後は活用前と比べて増加傾向は見られなかった」との結果もあり、学校職員の取組に対する十分な理解や協力体制があれば、必ずしも負担や手間を増やすわけではないと言える。学年会議などの既存の会議を活用すれば、むしろ会議の効率的・効果的な運営が可能にな

---

<sup>8</sup> 令和2年度文部科学省委託研究「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究報告書」（令和3年3月）（委託先：公立大学法人大阪府立大学山野則子研究室）

る。学校職員からは、これまで十分には活かされてこなかった児童生徒観察からの「気付き」が、効果的な支援につながるとの声も聴かれる。

#### 4.5.1.6 活用体制

- ・国が子供の情報を一元的に管理するデータベースを構築することは考えていないことを強調すべき。
- ・データ連携の管理者・責任者がだれであるかを明確にしなければ、国民・住民から不信を招く。
- ・仮に学校をデータ連携の主体とする場合、本取組の目的が支援につなぐことであることを踏まえ、専門的知見を持つSSWに情報を集約するのが適切ではないか。
- ・子供関連施策について、政府（国）ではこども家庭庁が創設されても、自治体現場では年齢層や分野ごとに多くの部署が関わることから、子供を軸に業務を俯瞰できる組織を確立することや、組織を統合することの検討もあり得る。

#### 4.5.1.7 自治体を越えた連携

- ・転居の際に情報が十分に引き継がれず、対応が遅れ、虐待などの深刻な結果に陥ることは防がなければならない。どのように基礎自治体間の情報連携が可能とするか、検討する必要がある。
- ・情報連携における「幼保小の壁」「小中の壁」「中高の壁」が子供の状況把握を妨げている。組織を超えた情報連携を行い、これらの壁を克服できる仕組みとすべき。（再掲）
- ・基礎自治体と都道府県で子供関連施策における連携が必ずしも十分でないことがある。特に、中学校の所管は主に基礎自治体、高校の所管は主に都道府県であり、自治体間連携が必要になるために「中高の壁」は厚く、克服のニーズが高い。どのように基礎自治体と都道府県のデータ連携を行うのか、検討する必要がある。
- ・NPO等の民間団体に、契約により守秘義務をかけて情報共有することは難しい。

### 4.5.2 子供への支援

#### 4.5.2.1 支援主体

- ・要対協など、既存の法的枠組みの柔軟な活用も選択肢となる。そのために、要対協などの体制の充実も必要。
- ・仮に学校を運用主体の場合、教師ではなく、SSWに支援の中心的役割が期待される。SSWの配置には地域差があり、全国的に不足しているため、その育成や配置について、財政面を含めて検討すべき。

#### 4.5.2.2 支援策・届け方

- ・支援金のようにプッシュ型が馴染む支援策と、伴走型支援のように丁寧に行うべき支援策がある点に留意が必要。丁寧に行うべき支援をプッシュ型で押し付けると、

嫌がったり失踪したりする要支援者もいる。

- ・困難な状況にある子供や家庭にアプローチしても当事者が申請を行わない場合、行政として、申請主義を超えてプッシュ型で支援を届けるのか、申請主義を重視して諦めるのかは、長期的な論点として考える必要がある。
- ・「プッシュ型」という言葉を使用すると、支援を無理矢理に押しつけるイメージを惹起させ得るため、声を上げにくい人の代弁ができるように行政から働きかける「アウトリーチ」という言葉を使用した方が、取組の趣旨が適切に伝わるのではないか。

#### 4.5.2.3 自治体の取組をサポートする方策

- ・誰がどのように支援につながるのかを提示する必要がある。
- ・困難な状況にある子供を支援につなぐ担当者として、SSW や社会福祉士等を教育・福祉の現場に十分に配置することが必要。
- ・専門家の継続的なサポートが得られるような仕組みが必要。

#### 4.6 検証

- ・自治体が行うデータ連携・活用の取組により、子供たちにどのような支援が届いたのか、当事者ごとの特性を考慮しながら検証を行うべき。検証を通じ、今後、こども家庭庁の下で、これまで届かなかった支援を届けようとする取組がより効果的なものとなるよう改善していくべき。
- ・検証の際に、どのような調査を行い、どのような指標を用いるべきか、検討が必要。
- ・子供を守るためのデータ連携・活用の保存期間に合わせて、元のデータを保持・廃棄するようにし、検証可能なものとしなければならない。(再掲)

#### 4.7 個人情報の取扱い

- ・教育や福祉を始めとする情報は、住民の究極のプライバシーであり、個人情報保護法令との整合は当然のこと、国民の意識に沿った慎重な検討が必要。

##### 4.7.1 法令上の整理

- ・令和5年4月の改正個人情報保護法の施行を踏まえ、本人や保護者の同意がない場合にどこまで情報提供が可能になるのかを始め、整理が必要。
- ・個人情報保護法令の解釈として、子供の命や健全育成のために、個人情報を活用できるという整理や社会的合意が取れないか。
- ・基礎自治体間の情報連携や、基礎自治体と都道府県との連携、外部団体との連携についても、整理ができないか。
- ・NSW 州では、CIP の運用に関して、児童保護サービスの管理・運営に関する主要な法律である「児童青少年（ケアと保護）法<sup>9</sup>」を改正し、子供の命を救う等の目的の

<sup>9</sup> *Children and Young Persons(Care and Protection) Act 1998* (NSW), ch 16A

下、通報等があった場合は、子供の安全・福祉やウェルビーイングに関する情報を、必要であれば同意なしに、行政機関間や民間機関間で共有することができるようにした。

#### 4.7.2 アクセス権

- ・データ連携の管理者・責任者がだれであるかを明確にしなければ、国民・住民から不安を招く。(再掲)
- ・アクセス権を、法令により守秘義務を負うことができる職に限定すべきではないか。NPO等の民間団体に、契約により守秘義務をかけて情報共有することは難しい。(一部再掲)

#### 4.7.3 アクセス対象

- ・経済的困窮者やリスクが高い者の情報に限ってアクセス可能とすることも考えられる。

#### 4.7.4 管理方法

- ・データの保存期間、更新頻度、削除依頼や開示請求への対応について検討が必要。過去に個人情報の利活用に同意したが、後になって撤回をするケースもあり得る。
- ・子供を守るためのデータ連携・活用の保存期間に合わせて、元のデータを保持・廃棄するようにし、検証可能なものとしなければならない。(再掲)

#### 4.7.5 倫理

- ・倫理上、いじめ被害の予測は良いが、加害者を予測して予防するアプローチは、何もしていない児童生徒の人権や尊厳を損ねる行為であり、許されない。加害者の発見ではなく、子供個人の困難を発見して支援するアプローチが必要。

#### 4.7.6 理解の醸成

- ・国が子供の情報を一元的に管理するデータベースを構築することは考えていないことを強調すべき。(再掲)
- ・情報の取扱いルール of 丁寧な設定を前提に、データ連携で住民が受けるメリット等を丁寧に発信することにより、住民の理解を得ることが重要。
- ・個人のデータを活用する場合、何重もの丁寧なアクセスコントロールがあることを発信することで、国民・住民の不安解消に努めるべき。

#### 4.8 その他（データ連携への期待）

- ・幼稚園・保育所から小学校への情報の引継ぎ、小学校から中学校への情報の引継ぎ、中学校から高校への情報の引継ぎについては、現在は指導要録等での引継ぎがメインであるが、データ連携によりこれらが円滑に進むようになることを期待。



- ・学校現場では不登校の低学年化が深刻な課題となっているので、その対策に使えるものになると良い。
- ・データを集約して世代的な傾向を掴み、支援制度改正の検討資料として使用できたら良い。